進路指導ガイド

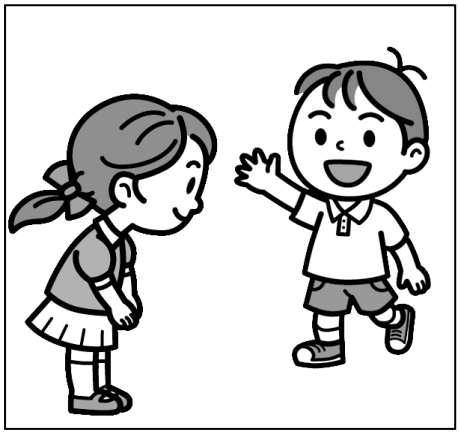

秋田県立大曲支援学校

進路指導ガイド（職員用）

～　目　次　～

１　各種手帳について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.１

２　在学中に利用できる福祉サービス・・・・・・・・・・・・Ｐ.２

３　各種手当、年金について（大仙市の場合）・・・・・・・・・Ｐ.３

４　公共料金等の割引と税金の減免について・・・・・・・・・Ｐ.４

５　障害福祉サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.５

６　福祉サービス利用までの手続き・・・・・・・・・・・・・Ｐ.９

７　一般就労に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.１３

８　就職に関わる関係機関について・・・・・・・・・・・・・Ｐ.１７

９　追指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ.２０

１０　卒業生への余暇活動支援について・・・・・・・・・・・Ｐ.２１

１１　各関係機関が編集・発行しているガイドブック等・・・・Ｐ.２２

☆以下の資料も合わせて本ガイドを活用してください。
・「福祉事業所シート」

1　各種手帳について

下の表のとおり、障がい者手帳には、療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の３つがあります。各種手帳を取得すると障害の程度によって受けられるサービスに違いはありますが、公共料金等の割引や税金の減免、短期入所や日中一時支援の利用など様々なサービスや制度を利用することができます。

	療育手帳	身体障害者手帳	精神障害者保健福祉手帳
対象	知的障害者	身体障害者	精神障害者
特徴	障害の程度により Ａ（最重度、重度）、 Ｂ（重度、軽度）に区分 ＊知的能力（ＩＱ）と、日常生活面・行動面・重複障害の程度等をもとに総合的な判断によって決定されます。	障害の程度により １級から６級に区分	障害の程度により １級から３級に区分
申請方法（新規交付）	＜大仙市＞大仙市役所 社会福祉課 障がい者支援班　0187-63-1111 又は各支所市民サービス課		
	○必要なもの ①顔写真 （縦 4cm×横 3cm、上半身、脱帽、１年以内に撮影） ②印鑑	○必要なもの ①顔写真 （縦 4cm×横 3cm、上半身、脱帽、１年以内に撮影） ②印鑑 ③マイナンバーカード ④診断書	○必要なもの ①顔写真 （縦 4cm×横 3cm、上半身、脱帽、１年以内に撮影） ②印鑑 ③マイナンバーカード ④診断書か障害年金証書
判定	○18 歳未満の場合 県南児童相談所（横手市） ○18 歳以上の場合 県福祉相談センター （秋田市）	県福祉総合センター	年金事務所又は 県精神保健福祉センター
交付	申請から約２～３か月後	申請から約１～２か月後	申請から約２か月後

各市町村等のガイドブック（福祉のしおり）

大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市
P. 5	P. 2	P. 6	P. 6	P. 4

2　在学中に利用できる福祉サービス

家庭の事情で放課後や休日、長期休業中に子どもの見守りができない場合は、福祉施設の各種サービスを利用できます。また、自宅で介護等の居宅サービスを受けることもできます。いずれの場合も手帳（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）が必要となります。

	短期入所 （ショートステイ）	放課後等 デイサービス	日中一時支援
	介護給付	障害児通所給付	障がい者等地域生活支援事業
特徴	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行う。	授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの必要な支援を行う。	家族の就労支援や日常介護している負担軽減を図ることを目的として、日中において介護する方がいない場合、一時的に見守りなどの支援をします。
問い合わせ先	○大仙市役所 健康福祉部社会福祉課障がい者支援班　0187-63-1111 又は各支所市民サービス課 ○美郷町役場　福祉保健課　0187-84-4907 ○仙北市市民福祉部　社会福祉課　0187-43-2288		
利用方法	地域の福祉課と相談事業所に連絡し、利用申請する。↓ 受給者証を取得（※1） ↓ 受給者証を取得したことを利用希望の福祉サービス施設に連絡する。（※2）		あらかじめ、上記の福祉課に申請した上で、希望する福祉サービス施設に利用したい旨を伝える。
申請	・印鑑 ・障がい者手帳 ・収入を確認できるもの ※難病の方は、対象となる難病が分かる証明書 ※療育手帳を持っていない場合は事前に相談、精神障害者保健福祉手帳を持っていない場合は、診断書等を持参		申請に必要なもの ・印鑑 ・障がい者手帳 ・マイナンバーカード

※１　受給者証の取得には２～３週間要します。

※２　施設によっては、１日の利用定員があるため希望する日時に利用できない場合があります。

長期休業中に利用したい場合は早めの申請や連絡をお勧めします。

各市町村等のガイドブック（福祉のしおり）

大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市
P. 9, 13, 15	P. 22, 24 26	P. 22、23 30	P. 19, 20 32	P. 19、25 32

3　各種手当、年金について（大仙市の場合）

	特別児童扶養手当	障害児福祉手当	特別障害者手当	障害基礎年金（国民年金）	秋田県心身障害者扶養共済制度
対象	身体や精神、知的障害がある２０歳未満の児童生徒を養育している父母又は養育の方に支給。 ＜支給要件＞ ・施設に入所していないこと。 ・障害を支給事由とする他の公的年金を受けていないこと。	日常生活で常時介護を必要とする重度障害児（２０歳未満）の方に支給。 ＜支給要件＞ ・施設に入所していないこと。 ・障害を支給事由とする他の公的年金を受けていないこと。 ・扶養義務者の前年の所得が支給基準内であること。	日常生活で常時介護を必要とする重度障害者（２０歳以上）の方に支給。 ＜支給要件＞ ・施設に入所していないこと。 ・病院などに継続して３か月を超えて入院していないこと。 ・本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が支給基準内であること。	国民年金加入中に病気やけがで障害が残ったときや、２０歳前の事故や疾病等により障害の状態になった場合に支給。 ※障害基礎年金は請求しなければ受給できません。	保護者が生存中に一定額の掛金を納付することで、保護者の方が死亡したり、重度の障害になったりしたときに、残された障害者の方に終身一定額の年金を支給。 ＜加入要件＞ 知的障害者、身体障害者（１級～３級）、精神障害者を扶養している方で次の用件を満たしている。 ・県内在住 ・６５歳未満
手当額	・１級（重度） 月額 52,400 円 ・２級（中度） 月額 34,900 円 ※手当額は所得に応じて、支給停止の場合あり。	月額 14,850 円 ※手当額は所得に応じて、支給停止の場合あり。	月額 27,300 円	１級年額 972,250 円 ２級年額 777,800 円	毎月２万円 （２口加入の場合は４万円） 加入者が死亡又は著しい障がいのある状態となった場合に支給される。 ※掛け金は加入時の年齢によって変わる
窓口・問合せ先	大仙市役所 子ども支援課 家庭支援班 0187-63-1111 又は各支所市民サービス課	大仙市役所 社会福祉課障がい者支援班 0187-63-1111 又は各支所市民サービス課		大仙市役所 保険年金課年金班 0187-63-1111	大仙市役所 社会福祉課 障がい者支援班 0187-63-1111 または各支所市民サービス課

各市町村等のガイドブック（福祉のしおり）

大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市
P. 32～36	P. 9～13	P. 16～17	P. 15～17	P. 7～8

４　公共料金等の割引と税金の減免について

療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方を対象に、以下のような割引制度、控除や減免制度があります。

○公共交通機関

バス運賃	ＪＲ運賃	航空運賃	タクシー運賃	有料道路通行料
【羽後交通の場合】 第１種身体障害者手帳又は療育手帳Ａをお持ちの方が介助者と共に乗車する場合 ～本人・介助者：**半額** 第２種身体障害者手帳又は療育手帳Ｂ、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が単独で乗車する場合 ～本人：**半額** その他定期券の割引制もあります。	第１種身体障害者手帳又は療育手帳Ａをお持ちの方が介助者と共に乗車する場合 ～本人・介助者：**半額** 第２種身体障害者手帳又は療育手帳Ｂをお持ちの方が単独で乗車する場合 ～本人：片道１０１㎞以上の場合は**半額** 乗車券の購入時や改札を通る際には手帳を提示	満１２歳以上で身体障害者又は療育手帳をお持ちの方が国内の航空会社を利用する場合 本人及び介護者１名に対し、割引を受けることがでいる。 割引は各航空会社の運賃表に記載しています。 手帳を，航空券を購入する窓口へ提示	身体障害者手帳又は療育手帳、及び精神障害者保健福祉手帳を提示すると、料金が**１割引**になる。	次の用件を満たす場合、登録した乗用車１台に限り通常料金の**半額**になる。 ・身体障害者手帳をお持ちの方が運転する場合 ・第１種身体障害者手帳か療育手帳Ａをお持ちの方を乗せて通行する場合
＜問い合わせ先＞ 羽後交通大曲営業所 0187-63-2215	＜問い合わせ先＞ JR 東日本 お問い合せセンター 050-2016-1600	＜問い合わせ先＞ 各航空会社	＜問い合わせ先＞ 各タクシー会社	＜問い合わせ先＞ 大仙市社会福祉課 障がい者支援班 0187-63-1111

その他、ＮＨＫ放送受信料、携帯電話料金、フェリー旅客運賃の割引制度があります。

○所得税・市県民税の控除

区　分	対象となる手帳所持者	所得税控除額	市・県民税控除額
障害者控除	身体障害者手帳３～６級 療育手帳Ｂ 精神障害者保健福祉手帳２～３級	２７万円	２６万円
特別障害者控除	身体障害者手帳１～２級 療育手帳Ａ 精神障害者保健福祉手帳１級	４０万円 同居の場合 ７５万円	３０万円 同居の場合 ５３万円

市・県民税について障害者本人の前年の合計所得金額が、１３５万円以下の方は非課税となります。

○自動車税・自動車取得税

身体障害者手帳または療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方か、同居家族は減免になる。

＜問い合わせ先＞

◆所得税　　：大曲税務署　　０１８７－６２－２１９１
◆市・県民税：大仙市役所税務課　市民税班　０１８７－６３－１１１１
　　又は各支所市民サービス課
◆自動車税・自動車取得税：秋田県総合県税事務所課税第四課　０１８－８６０－３３３９
　　軽自動車税：税務課市民税班　０１８７－６３－１１１１

各市町村等のガイドブック（福祉のしおり）

大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市
P. 37～42	P. 3～9	P. 9～15	P. 8～14	P. 10～14

5　障害福祉サービスについて

障害福祉サービスとは

障害福祉サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき障がい児者の地域での自立した生活を支援するための制度です。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい含む）、障がい児、難病などに該当する方を支援対象としています。障害者総合支援法における障害福祉サービスの利用料金は、世帯ごとの前年度所得に応じて負担額の上限が定められており、原則１割負担となっています。支援の種類は日常生活の介護支援を行う**「介護給付」**と自立生活や就労を目指す人を支援する**「訓練等給付」**の二つに大別されます。

介護給付

サービス名	内　容　等	在学中の利用	卒業後の利用
居宅介護	入浴、排泄、または食事の介護など、在宅での日常生活全般にわたる介護サービスを行う。	○	○
重度訪問介護	重度の肢体不自由者を対象とした、在宅における入浴や食事、排泄介護から外出時の移動支援までを行う総合的にサービスを行う。		○
同行援護	視覚に障がいがあり移動が著しく困難な方に、外出時に同行し、移動に必要な情報提供や、移動の援助を行う。	○	○
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援を行う。	○	○
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に居宅介護等、包括的サービスを行う。		○
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などで、短期間入所を必要とする者に、施設において入浴、排泄、食事の介護を行う。	○	○
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。		○
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間支援施設などで、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。		○
施設入所支援	施設入所している方に、夜間や休日、入浴、排泄、食事などの日常生活支援を行う。		○

各市町村等のガイドブック（福祉のしおり）

大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市
P.9～11	P.20～22	P.22	P.18～19	P.17～19

訓練等給付

サービス名		内　容　等	対象者
自立訓練	機能訓練	身体に障がいがある方に、施設もしくはサービス事業所においてまたは居宅を訪問して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活などに関する相談、助言、その他の必要な支援。	知的障がい 身体障がい 精神障がい 難病患者の方
	生活訓練	知的、精神に障がいがある方に、施設やサービス事業所、または居宅を訪問して、入浴、排泄、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談、助言、その他の必要な支援。	
	宿泊型	日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力などの維持・向上のための訓練その他の支援。	
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練の実施。	
就労継続支援	A型	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約により、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練の実施。（最低賃金での契約）	
	B型	通所により就労や生産活動の機会を提供し、知識技能の向上や維持が期待される方への支援。	
就労定着支援		生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対し、雇用に伴い生じる各種問題に関する相談等の支援。	
自立生活援助		障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する方に、一定期間にわたり巡回相談等の支援。	
共同生活援助		夜間や休日、共同生活を営む人に行う、住居における相談や日常生活上の援助。	

各市町村等のガイドブック（福祉のしおり）

大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市
P.12	P.22～23	P.23	P.20	P.18～19

相談支援

種　　類	内　容　等	対象者
計画相談支援	障がい者の心身の状況、環境、障がい者本人または家族サービス利用の意向、利用するサービスの種類及び内容等を定めた個別支援計画を作成し、その計画に沿ってサービスの利用調整や相談支援を行う。	知的障がい 身体障がい 精神障がい 難病患者の方
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者、または精神病院に入院している精神障がい者に住居確保その他地域における生活に移行するための活動に対して必要な支援を行う。	
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者に、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等について相談その他必要な支援を行う。	

障がい児相談支援

種　　類	内　容　等
障がい児相談支援	障がい児の心身の状況、環境、障がい児または保護者のサービス利用の意向、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画を作成し、その計画に沿った相談支援を行う。

障害児通所給付

※難病等含む障がい児（18歳未満）のみ

種　　類	内　容　等
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について児童発達支援及び治療などの必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がい児について、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設などに通う障がい児について、施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

各市町村等のガイドブック（福祉のしおり）

大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市
P.13	P.24	P.23, 29	P.20, 38	P.18～21

地域生活支援事業

種　　類	内　容　等
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助をする。
日常生活用具給付	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具を給付する。
移動支援事業	官公庁及び金融機関での手続きなど、公的行事への参加、生活必需品の買い物、冠婚葬祭などの外出の際に支援が必要であると認められる方に支援を行う。なお、利用したときの料金は、原則として費用の１割を支払う。ただし、所得の低い方の負担を減らすために市民税が非課税の方は無料（バスやタクシーなどの交通費、食事代などは自己負担）。
地域活動支援センター	障がいのある方に創作的活動、生産活動などの機会の提供や地域社会との交流促進など、地域生活支援の促進を図る。利用料はお茶代や社会参加活動をするときの実費負担。
訪問入浴サービス	居宅において入浴することが困難な障がい者などの方に訪問入浴者により利用者宅を訪問し、入浴サービスを行う。利用したときの料金は、原則として費用の１割を支払う。ただし、所得の低い方の負担を減らすために、市民税が非課税の方は無料。なお、介護保険の認定を受けている方は利用できない。
日中一時支援	家族の就労支援や日常介護している家族の負担軽減を図ることを目的として、日中において介護する方がいない場合、一時的に見守りなどの支援をする。利用したときの料金は、原則として費用の１割を支払う。ただし、身体障害者手帳１級及び療育手帳Ａの所持者（生活保護世帯を除く）は、１回の利用につき、１割負担に２９０円を加算した額となる。なお、所得の低い方の負担を減らすために、市民税が非課税の方は無料。

各市町村等のガイドブック（福祉のしおり）

大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市
P.14～16	P.25～26	P.29～36	P.26～32	P.31～32

６　福祉サービス利用までの手続き

障害福祉サービスや地域相談支援の支給決定をするために、サービスを必要とする障害者や障害児の心身の状況、介護者や居住の状況、サービスの利用意向、または訓練・就労を必要とする障害者の状況などを把握して支給決定をします。利用までの手続きは以下のとおりです。

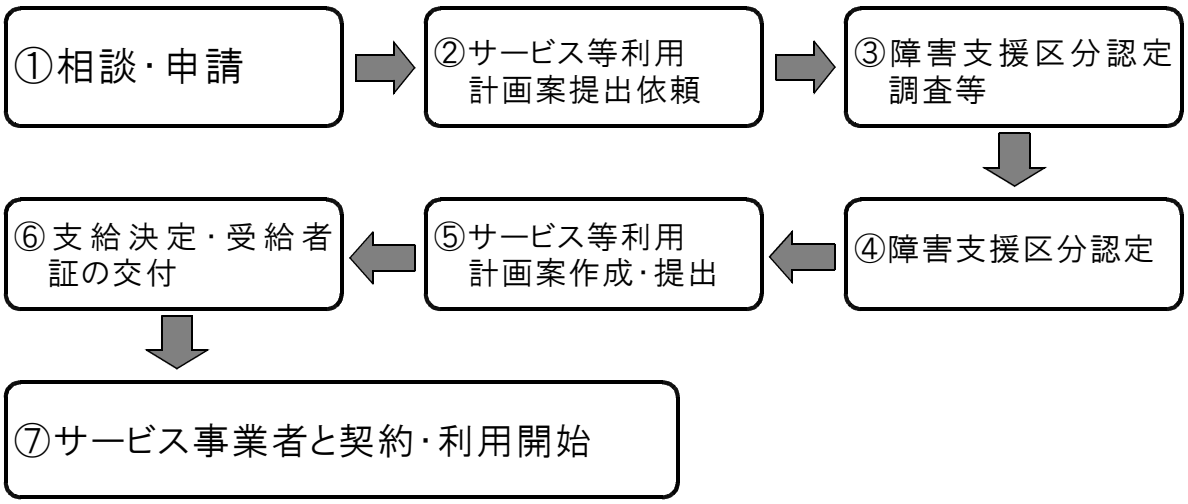

①相談

サービス利用を希望する障がい者、または障がい児（１８歳未満）の保護者の方は、社会福祉課、または相談支援事業所に相談してください。利用したいサービスが決まったら、社会福祉課にサービス利用の申請をします。相談支援事業所に申請の代行を依頼することもできます。

②サービス等利用計画案提出依頼

市から、障害福祉サービスなどの申請を行った障がい者、または、障がい児の保護者に対して、サービス等利用計画案の提出を依頼されます。（サービス等利用計画案は相談支援事業所が作成します。）

相談支援事業所とは

障害福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業所との連絡調整などを行います。

③障害支援区分認定調査等

認定調査を行う市や相談支援事業所は、利用申請をした方の心身の状況を総合的に判定するため、認定調査員が訪問調査を行います。

調査の種類と内容は次の三つです。

（１）概況調査
本人・家族・介護者の状況、日中の活動状況、居住関連などに関する調査を行います。

（２）障害支援区分認定調査
障害者の心身の状況を把握するための８０項目の調査を行います。

（３）特記事項
障害支援区分認定調査以外で把握できない介護者、住居などの状況についての調査を行います。

※このとき同時にサービス利用意向の聴き取りも行うことがあります。
※障害児については､調査項目などが一部異なったり増えることがあります。
※訓練等給付または地域相談支援給付のみを利用する方については、区分認定調査は行いません。

④障害支援区分の認定

市は、一次判定、医師意見書等を基に、審査会で判定が行われ、それを踏まえて支援区分が認定されます。

※訓練等給付または地域相談支援給付のみを利用する方については、区分認定は行いません。

障害支援区分とは

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に表す区分であり、非該当から区分６までの７段階で判定されます。

医師意見書とは

疾病、身体の障害内容、精神の状況、介護に関する所見など、心身の状況についての医学的知見から意見を求めるものです。二次判定において、一次判定を補う資料として使用します。

※二次判定で認定された障害支援区分によって受けられるサービスは、次の表にあります「○（利用できる)」「×（利用できない)」をご覧ください。

⑤サービス等利用計画案の作成･提出

市からサービス等利用計画案の提出を求められ、計画相談支援事業者がサービス利用計画案を作成します。

⑥支給決定･受給者証の交付

サービスの支給量などが決定されると市から受給者証が交付されます。受給者証にはサービスの利用に関する大切な情報が記載されていますので大切に保管してください。

⑦サービス事業者と契約･利用開始

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約を行い、サービス利用開始となります。実際にサービスを受けるときは必ず受給者証を見せてください。

準備するもの
- 障害者手帳（※）
- 印鑑
- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 預金通帳
- 難病の方は対象となる難病が分かる証明書
  （診断書または特定疾患医療受給者証など）

（※）障害者手帳
- 知的障がいの方
  療育手帳を持っていない場合はサービスの利用はできませんので、申請する前に御相談ください。
- 精神障がいの方
  精神障害者保健福祉手帳をお持ちでない場合は、障害基礎年金証書、医師の診断書、自立支援医療受給者証（精神通院公費）等を持参してください。

各市町村等のガイドブック（福祉のしおり）

大仙市	仙北市	美郷町	横手市	湯沢市
P. 8	P. 20	P. 21	P. 21	P. 16

障害支援区分と利用可能なサービス

サービス		非該当	区分１	区分２	区分３	区分４	区分５	区分６
介護給付	居宅介護	×	○	○	○	○	○	○
	通院等介助（身体介護なし）	×	○	○	○	○	○	○
	通院等介助（身体介護あり）	×	×	○（ただし要件あり）				
	重度訪問介護	×	×	×	×	○（ただし要件あり）		
	同行援護	○	○	○	○	○	○	○
	行動援護	×	×	×	○（ただし要件あり）			
	療養介護	×	×	×	×	×	○（ただし要件あり）	
	生活介護	×	×	○ 50歳以上	○	○	○	○
	短期入所	×	○	○	○	○	○	○
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
	施設入所支援	○（ただし要件あり）			○ 50歳以上	○	○	○

※訓練等給付には障害支援区分はありません。
※「ただし要件あり」の詳しい内容は、社会福祉課までお問い合わせください。

サービス利用時の費用

サービスを利用したら、原則としてかかった費用の１割を支払います。ただし、所得の状況に応じて負担する上限額が決められていますので、負担が重くならないようになっています。

★利用者負担には上限額が決められています。
障害福祉サービスの利用者が負担する金額には所得に応じた上限が決められています。

7　一般就労に向けて

（１）障害者雇用について

・国や県が定めた障害者雇用の援護制度を利用し、雇用を目指します。
・学習の一環として、職場実習を積み重ね、事業所とのマッチングを行ないます。
※療育手帳や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得が必要です。取得できない場合は知的障害者判定が必要となります。

（２）援護制度及び条件付き採用について

①援護制度

援護制度の種類	対　象	内　　容
トライアル雇用	事業主	・原則３か月の期間、常用雇用の見込みがあるかを試します。その間、事業主に奨励金が支払われます。本人には給料が支給されます。問題がなければ常用雇用に移行します。
職場適応援助者支援 (ジョブコーチ)	事業主 障害者	・ジョブコーチが訪問し、事業主、障害者、家族に対し職場適応の支援を行います。 (平均して週１回程度、３か月間行い、その後フォローアップへ移行)
特定求職者雇用開発助成金	事業主	・障害の程度や雇用の時間によって１～２年の期間、雇い入れた障害者に支払う給料の一部を助成します。また、同じ条件でも大企業と中・小企業とで支給額が異なります。

※併用可能

②条件付き採用

条件の種類	内容
職場適応訓練 ※短期：２週間	・６か月（重度障害者及び中小企業は１年以内）以内の実地訓練を行い、引き続き雇用に結び付けるという制度です。期間中事業主に対し委託費が、訓練生に対しては訓練手当が支給されます。
最低賃金除外	・時給８２２円を下回る賃金での雇用
短時間	・１週間の労働時間が２０時間～２９時間の雇用。 ・雇用率は０．５人として算定（重度の場合１人として算定）

（３）法定雇用率及び秋田県の最低賃金について

①法定雇用率について

・民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定の割合に相当する数以上の身体障害者または知的障害者、精神障害者を雇用しなければならないこととされています。この一定の割合のことを法定雇用率といいます。令和３年４月１日から次のように変わりました。

事業主区分	法定雇用率	
	令和３年３月	**令和３年４月１日以降**
民間企業	２．２％　⇒	**2.3％**
国、地方公共団体等	２．５％　⇒	**2.6％**
都道府県等の教育委員会	２．４％　⇒	**2.5％**

※障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主においては、従業員４５．５人以上から４３．５人以上に変わりました。つまり、４３．５人以上の民間企業において障害者を１人雇用する必要があります。

＜雇用障害者数のカウント（人）＞

	週３０時間以上の常用労働者	週２０時間以上３０時間未満の短時間労働者
身体障害者	1	０．５
重度	2	1
知的障害者	1	０．５
重度	2	1
精神障害者	1	０．５

②最低賃金について

・令和３年１０月１日から秋田県の最低賃金が引き上げられました。

１時間あたり

８５３円

秋田県内すべての労働者に適用されます。

※次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

（１）精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

（２）臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

（３）１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

（４）時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

（４）求職登録について

①求職登録とは

・求職登録は、一般就労を希望している方が、ハローワークに求職者（仕事を探している人）として登録することです。ハローワークに出向き、本人が求職登録票を提出することで求職者として登録されます。

・求職登録をすることで、職業紹介や相談、就職後の指導など一貫した支援を受けることができます。

○求職登録の前に、本人と「どんな仕事がしたいか？」、「通勤が可能なエリアは？」「生活の場をどこにするか？」などしっかり相談しておきましょう。

※縁故就労（親戚等が経営する事業所に就職すること）は、ハローワークでの　求職登録、求人の手続きは特に必要になりません。そのため、各種制度の利用はできません。（親戚等が３親等以内の場合）

②求職登録の手続きについて

対　象	・一般就労（縁故就職を含む）を希望する高等部３年生
登録に向けて	・学校で担任、進路担当と相談の上、進路担当を通して申し込みます。日時等は進路担当、担任と相談して決めます。
求職登録当日	・本人、保護者がハローワークに実際に行き、事前に記入しておいた求職登録票をもとに、相談等を行います。 ★求職登録票の内容 ・氏名、連絡先（住所、電話番号）、希望職種、就職条件（通勤できるエリア等）、障害の状況、技能など。
その他	・当日は保護者の方からの聞き取りもありますので、基本的には本人、保護者同席で行います。

③求職登録から就職までの主な流れ

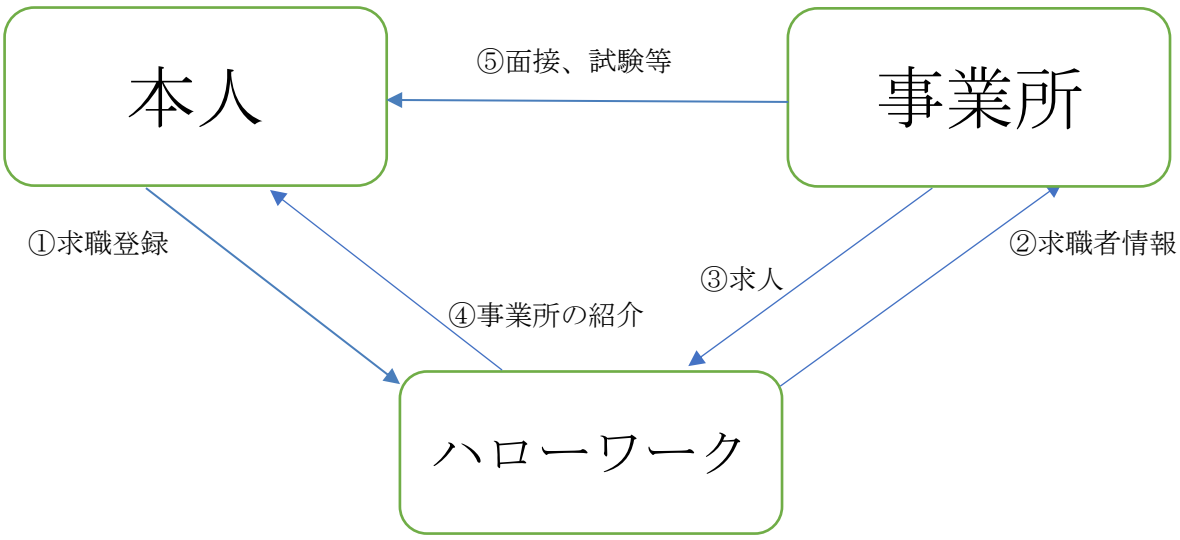

※必ずしもこの流れになるとは限りませんが、基本的な流れです。

（５）知的障害者判定と重度知的障害者判定について

①知的障害者判定とは

事業所が助成金等の援護制度を利用するためには、雇用する従業員が障害者であるかどうか確認する必要があります。知的障害者の確認は、原則として療育手帳や公的な判定機関から出された判定書等で確認します。障害者職業センターが実施する知的障害者判定において知的障害者と判定された人についても、雇用対策上の各種援護制度を利用することができます。

つまり、**特別支援学校在学中に何らかの理由で療育手帳を取得していない、または取得できなかったという人が一般就労を目指す上で障害者雇用制度の該当になるかどうかの手続きです。**

②重度知的障害者判定とは

障害者職業センターで実施する重度知的障害者判定とは、上記知的障害者判定と同様、事業所が援護制度を利用して雇用する際に、その人が重度の知的障害者であるかどうかを判定するものです。したがって、療育手帳、特別児童扶養手当、年金制度等における重度、または１級の判定とは違います。

また、障害者職業センターで実施する重度知的障害者判定は、児童相談所等の他の知的障害者判定機関より幅広く行われますので、障害者職業センター以外の判定機関では重度とならない人でも重度知的障害者と判定される場合はあります。

※働く上での重度知的障害者という扱いで療育手帳の判定基準とはまったく異なるものです。

③判定を受ける理由と時期について

判定を受けて障害者を雇用することで、会社側が様々な援護制度を活用できるようになり、採用可否の判断に影響するケースがあるからです。基本的には会社の要請に応じて求職登録を行ってから、内定が出る前までに行います。最適なタイミングはハローワークに相談して決めます。

８　就職に関わる関係機関について

ハローワーク（公共職業安定所）

（１）主な仕事

・どのハローワークにも障害者担当の専門官がいます。ハローワークでは県内各ハローワークの障害者求職情報を広く収集・整備し、情報を提供しています。
（・無料の職業紹介　・失業給付の支給　・雇用保険事業　・就職相談　等）

（２）援護制度

・公共職業訓練
・職場適応訓練
・短期職場適応訓練
このほか、障害者職業センターが担当している制度もあります。

（３）利用の仕方

・「就職をしたい」という希望がある場合は、「求職登録」を行います。期日は学校で調整し、ハローワークの担当者と本人、保護者が同席して行います。（Ｐ１５参照）

〔所在地〕
○ハローワーク大曲
〒０１４－００３４　大仙市大曲住吉町３３－３
☎０１８７－６３－０３３５
○ハローワーク角館（大曲公共職業安定所角館出張所）
〒０１４－０３７２　仙北市角館町小館３２－３
☎０１８７－５４－２４３４
○ハローワーク横手
〒０１３－００３３　横手市旭川１丁目2-２６
☎ ０１８２－３２－１１６５
○ハローワーク湯沢
〒０１２－００３３　湯沢市清水町４丁目4-３
☎０１８３－７３－６１１７

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部

秋田障害者職業センター

（１）主な仕事

①学校の進路学習と連携し、働くための意識を向上させるための学習の一環として、職業ガイダンスを実施しています。

②就職した後の職場定着に向けて、ジョブコーチ支援が平均して１週間に１回程度、就職先の事業所を訪れ、支援していきます（標準的には３か月）。その後はおよそ１年間のフォローアップ期間があり、１か月に１回程度職場に訪問します。

③職業生活を送る上で悩みや不安があるとき、職業相談を受け付けています。

④働くための準備として、施設内にある模擬会社「秋田ワークトレーニング社」で職業準備支援（校内実習のような作業）を行い、希望者一人一人の課題に応じた内容や期間が設定され支援しています。

（２）ジョブコーチ支援について

＜対象者＞

○就職や職場適応に課題や不安を抱える人、または事業所。

○課題の軽減・解消に向けて、きめ細かな人的支援が必要な人。

※ジョブコーチ支援を行う前に学校、センター、本人、保護者で「職リハ移行ケース会議」を行い、対象者のニーズ把握及び情報共有を行います。基本的には職場実習先の内定から就職までの間に会議を実施します。

（３）職業準備支援について

＜対象者＞

○就職に必要な体力や集中力を身に付けたい人。

○就職に必要な知識やマナーを身に付けたい人。

＜申込みから支援までの流れ＞

①申込み⇒②職業相談、職業評価⇒③職業リハビリテーション計画の策定⇒④職業準備支援

〔所在地〕

〒０１０－０９４４　秋田市川尻若葉町４－４８

☎０１８－８６４－３６０８

障害者就業・生活支援センター

（１）主な仕事

・就職面（就職するため、仕事を続けていくため）の支援、及び生活面（生活習慣に関する助言やサービスの提供など）の支援を一体的に行います。
・障害のある方からの相談に応じ、地域の関係機関と連携しながら、就業や日常生活上の問題点について、必要な支援及び助言その他の援助を行います。

職業評価	どのような仕事に向くか、秋田障害者職業センターと連携して職業の適性を調べます。
基礎訓練	就業経験のない方や訓練を必要とされる方は併設施設や提携施設で就労準備スキルを高める実践訓練を行います。
職場開拓	ハローワークや他の機関と連携し、個々に適した職場を探していきます。
職場実習	実際に職場での仕事を体験します。また、就職に向けて不安がある方のサポートをします。
就職後のフォローアップ	就職後も仕事を続けられるように、職場訪問や家庭訪問等を行い、仕事と生活の両面から支援します。
ジョブコーチ支援の斡旋	「なかなか仕事を覚えることができない」など、必要な方には秋田障害者職業センターと連携して「ジョブコーチ」の協力をお願いします。
余暇のサポート	プライベートを充実させるため、リフレッシュできる行事や社会人として必要なマナー講座を行います。

（２）利用する方法

・センターへの登録をします。（任意）登録の際は、担当者から本人、保護者への聞き取りを行います。本校では基本的に求職登録と同時に登録を行っています。

〔所在地〕
〇秋田県南障害者就業・生活支援センター
〒０１４－００４３　　大仙市大曲戸巻町２－６８
☎０１８７－８８－８７１３
〇ネット横手障害者就業・生活支援センター
〒０１３－００６８　　横手市梅の木町８番５号
☎０１８２－２３－６２８１
〇湯沢雄勝　障害者就業・生活支援センター　ぱあとなあ
〒０１２－００３１　　湯沢市鶴館３９－４　セントラルビル４階
☎０１８３－５５－８６５０

9　追指導について

「追指導」とは、教師が卒業生の就労先や利用先（福祉事業所など）に伺い、勤務状態や家庭での様子を確認するなど、卒業後のアフターケアを適切に行っていくことです。本校では、卒業後３年間にわたり、年１回～３回の定期追指導の他、随時相談・指導・支援を行っています。

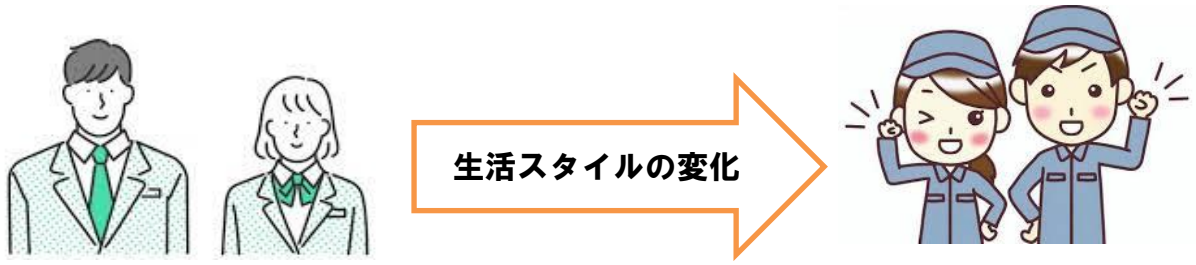

学校生活　　**社会生活**

職場での悩みや生活上の問題があった場合には、関係機関（秋田障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター）と相談して解決策を考えます。そこで、職場、関係機関、家庭などが連携して、卒業生が生き生きと暮らしていけることができるようにサポートしていきます。

追指導では次のようなことを聞きます。

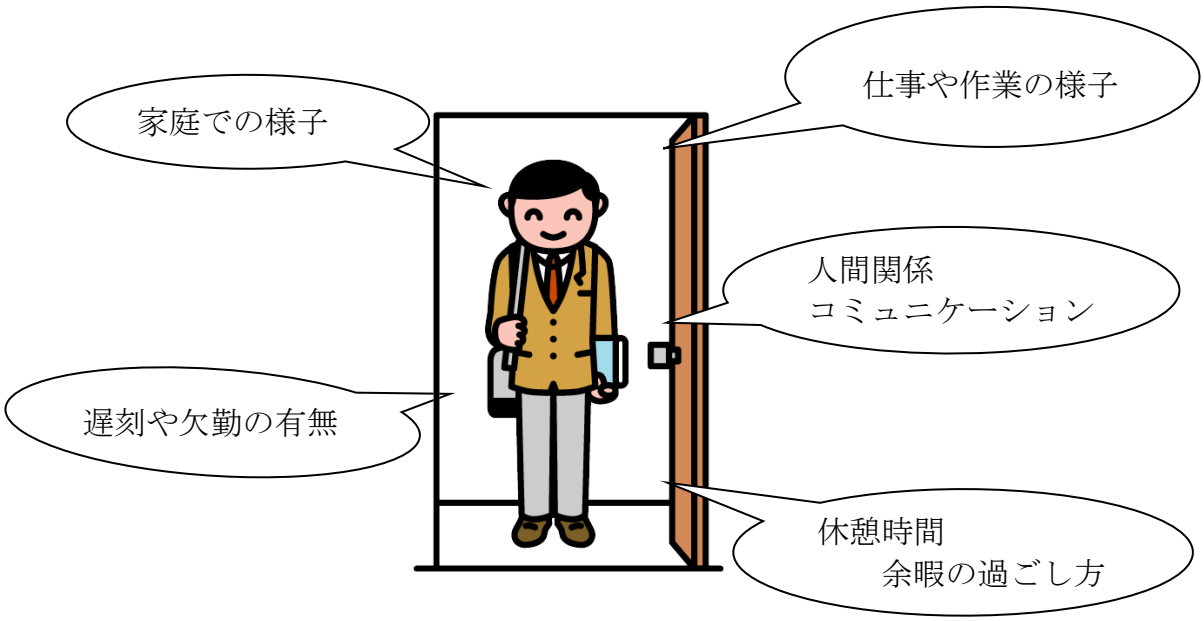

１０　卒業生への余暇活動支援について

（１）ふれあいハッピースクール

卒業生が趣味やスポーツなどを通して、卒業生同士の親睦を深め、本校職員や地域の方々と触れ合う場を提供します。地域の方々を講師としてお招きし、みんなで一緒に楽しく過ごす他、友達や教師に気軽に悩みを相談する機会にもなっています。

年度初めに卒業生へ参加の有無や希望する活動グループの記入を依頼します。場合によっては、活動グループや実施回数を変更することがあります。

〇会場：　学校や近隣の施設
〇時間：　９：３０～１２：００
〇回数：　年３回（６～１０月）
〇活動グループ：　絵画教室、グラウンドゴルフ、フライングディスク

（２）同窓会・卒業生親の会の活動

〇５月　卒業生のつどい
〇８月　同窓会総会、親の会、成人を祝う会
　　８月の第一日曜日に、成人を迎える卒業生を同窓生や職員でお祝いします。
〇２月　同窓会入会式
　　高等部３年生に対して同窓会の規約や同窓会の活動について紹介します。

１１　各関係機関が編集・発行しているガイドブック等

「進路ガイド」を作成するにあたって、次のガイドブックやホームページを参考にしました。情報は更新されることもありますので、最新の情報を随時ご確認ください。

○　令和４年度版　障がい福祉ガイドブック
大仙市健康福祉部生活支援課
令和４年９月　　発行

ＨＰ　https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2018060100088/

○　令和４年度　仙北市障がい児・障がい者　福祉のしおり
仙北市市民福祉部社会福祉課
令和４年　　発行

ＨＰ　https://www.city.semboku.akita.jp/citizens/08_10.html

○　障がい者福祉のしおり　令和４年度
美郷町総合支援協議会　美郷町福祉保健課福祉班
令和４年　　発行

ＨＰ　https://www.town.misato.akita.jp/fukushi/574

○　令和４年度　横手市障がい福祉のしおり
横手市役所市民福祉部社会福祉課障がい福祉係
令和４年１２月　発行

ＨＰ　https://www.city.yokote.lg.jp/fukushi/1001152/1003104.html

○　湯沢市障がい者福祉のしおり
湯沢市福祉事務所（障がい福祉班）
令和４年４月　　発行

ＨＰ　https://www.city-yuzawa.jp/soshiki/25/1677.html

○　特別支援学校における進路指導ガイド＜第１０版＞
一人一人の「自立と社会参加」に向けて
～学級担任が行う進路指導の実際～　　秋田県教育委員会
平成２６年４月　発行

ＨＰ　https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/40524